

森林環境譲与税の活用について ～当面5年間（R6～10）の考え方～

北海道帯広市

令和元年11月策定

令和6年3月改正

本市の森林面積は25,508ヘクタールで、総面積の約41%を占めており、そのうち民有林の面積は4,654ヘクタールあり、市有林が1,973ヘクタール、市有林を除く私有林等が2,681ヘクタールとなっています。

本市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国や北海道の森林整備事業予算や市単独予算などにより森林の整備を進めてきました。

こうした中、本格的な利用期を迎えた森林資源が増加し、主伐が進められている一方で、林業従事者の高齢化や新規採用者の早期離職に伴う作業員の不足のほか、所有者の高齢化による意欲減退などから造林が進まず、伐採跡地が増加していることが課題となっています。

このため、本市では、国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の考え方にに基づき、適切な森林整備やその促進につながる取り組みを計画的かつ効果的に進めます。

1 森林整備の推進

本市の私有林等では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は約6割を占めており、計画的な森林の整備が進められています。

このうち、人工林は特に計画的な森林整備を進める必要があるため、森林経営計画を作成している森林については、一層の整備を推進していくとともに、一部の整備が行き届かない森林については、経営・管理に関する意向調査等を実施し所有者に森林管理を働きかけます。また、山林での作業が円滑に出来るよう、林道や森林作業道等の維持・補修を進めます。

2 人材育成・担い手確保

市内で森林整備事業等を実施し、北海道林業事業体登録制度^{*}に登録している事業者は23社ありますが、冬期間に事業が少ないことなどによる雇用環境の不安定さから、新規就業者の確保が難しく林業従事者の高齢化が進んでいる状況にあります。

このため、地域の関係者と連携を図りながら、通年雇用化の促進や新規就業者の確保、就業環境の改善、高性能林業機械等の導入による軽労化など、林業従事者の安定確保に向けた取り組みを進めます。

3 普及啓発

森林が持つ水源涵養^{かん}、土砂災害防止や地球温暖化の緩和などの多くの公益的な役割や、こうした機能を維持するための森林整備の必要性などについて、市民や森林所有者などへの理解促進を図るため、市有林などを活用した森林環境教育や、木育活動などを進めます。

4 木材利用の促進

市内のカラマツなどの人工林資源が利用期を迎える中、伐採木の多くは梱包材やパレット材などの原料として加工されています。このため、市内の公共施設の木造化・木質化や、幼児・児童が利用する施設に木製品を設置するなどして、木材の付加価値向上を図るとともに木材利用を促進する取り組みを進めます。

※ 北海道林業事業体登録制度

森林所有者が森林整備等を委託して実施するにあたり、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体を選択できるようにすることを目的とした、北海道の林業事業体基本情報登録・公表制度。